

議 案 第 6 9 号

富士見市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）等の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和8年9月1日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

コンビニ交付サービスを利用した場合における課税証明書又は非課税証明書の交付
に係る手数料の金額を引き下げするため、富士見市手数料条例等の一部を改正したいの
で、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市手数料条例等の一部を改正する条例

(富士見市手数料条例の一部改正)

第1条 富士見市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「300円」の次に「（多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。））を利用することによる課税証明書又は非課税証明書の交付の場合にあつては200円）」を加え、同表8の項中「（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。））」を削る。

第2条 富士見市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表1の項中「（多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続した端末機であって、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下この表において同じ。））を利用することによる課税証明書又は非課税証明書の交付の場合にあつては200円）」を削る。

(手数料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第3条 手数料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和7年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条のうち富士見市手数料条例別表の改正規定を次のように改める。

別表8の項、10の項及び12の項中「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあつては200円）」を削り、同表14の項中「（多機能端末機を利用することによる交付の場合にあつては350円）」を削る。

附 則

この条例は、令和8年11月16日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。